

不妊治療への保険適用の拡大等を求める意見書

日本産科婦人科学会によると、平成30年において、体外受精と顕微授精の治療件数は45万4893件で過去最多となっており、体外受精や顕微授精で生まれた子どもの数は5万6979人で前年に続いて過去最多を更新した。厚生労働省の統計によると、平成30年の出生数は91万8400人であり、約16人に1人が体外受精や顕微授精で生まれていることになる。

現在、排卵誘発剤等の薬物療法など一部の不妊治療には保険が適用されているが、人工授精や体外受精、顕微授精には保険が適用されていない。そのため、国は不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、平成16年から特定不妊治療である体外受精と顕微授精について費用の一部を助成しており、これまでに助成額・助成回数の段階的拡充や所得制限の見直しなどを行ってきた。

しかし、体外受精や顕微授精の治療には1回当たり数十万円の費用がかかり、さらに、不妊治療は何度も繰り返し行うことが多いため、治療を受ける患者の経済的負担は過重なものとなっており、また、身体面、精神面での負担も強く感じる場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などについて実態調査を進めているが、個人の人生に関わる重大な問題であるため、一刻も早く保険適用の拡大や助成制度の拡充などを実現する必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、不妊治療を受ける患者が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける患者の選択肢を狭めることがないように十分検討すること。具体的には、現在助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についても保険適用の対象となるよう検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、保険適用との整合性も考慮しながら、既存の助成制度について所得制限の撤廃や回数制限の緩和などの拡充を行い、幅広い患者を対象に経済的負担の軽減を図ること。
- 3 仕事と不妊治療を両立しやすい環境づくりを促進するとともに、相談やカウンセリングなどの不妊治療に関する支援体制の拡充を図ること。
- 4 不育症治療や事実婚の患者への不妊治療についても保険適用の拡大や助成の対象となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣



宛（各 通）